政令第

号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第七条第四項及び第六項、第十八条第四項並び

に第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二百二十五条」の下に「・第二百二十六条」を加え、 「第二百二十六条」 を「第二百二十七条

に改める。

第二百二十八条を削る。

第二百二十七条第十六号中「こと」の下に . — (情報基盤部の所掌に属するものを除く。 を加え、 同条

中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを削り、 第二十五号を第二

十一号とし、同条を第二百二十八条とする。

第二百二十六条中「五部」を「四部」に、

「予報部

情報基盤部

を

に改め、

「地球環境・海洋部」を

観測部\_ 大気海洋部

削り、同条を第二百二十七条とする。

第二章第二節第一款中第二百二十五条の次に次の一条を加える。

(気象防災監)

第二百二十六条 気象庁に、気象防災監一人を置く。

2 気象防災監は、 長官を助け、重大な災害の予防に係る気象業務に関する事務を整理する。

第二百二十九条を次のように改める。

(情報基盤部の所掌事務)

第二百二十九条 情報基盤部は、 次に掲げる事務をつかさどる。

気象庁の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 に関

すること。

二 気象業務に関する基本的な計画 (気象情報の利用の促進に係るものに限る。) の作成及び推進に関す

ること。

 $\equiv$ 気象、 地象 (地震にあっては、発生した断層運動による地震動 (第二百三十一条第一号において単に

「地震動」という。)に限る。)、 津波、 高潮、 波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無

線通信により発表する業務に関する許可に関すること。

匹 気象予報士に関すること。

五. 民間気象業務支援センターの行う業務に関すること。

気象、 地 象 (地震及び火山現象を除く。) 及び水象 (津波を除く。)の数値予報に関すること。

七 気象庁の情報システムの整備及び管理に関すること。 六

八 気象通信に関すること。

九 気象衛星を利用して行う気象業務に関すること(大気海洋部及び地震火山部の所掌に属するものを除

+ 国立国会図書館支部気象庁図書館に関すること。

第二百三十一条を削る。

第二百三十条第二号及び第四号中「及び地動」を「、 地動、 地球磁気及び地球電気」に改め、 同条を第二

百三十一条とする。

第二百二十九条の次に次の一条を加える。

(大気海洋部の所掌事務)

第二百三十条 大気海洋部は、次に掲げる事務をつかさどる。

気象、 地 象 (地震及び火山現象を除く。) 及び水象 (津波を除く。) の予報及び警報に関すること (

情報基盤部の所掌に属するものを除く。)。

気象、 地 象 (地震及び火山現象を除く。) 及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに

その成果の収集及び発表に関すること。

三 気象、 地 象 (地震及び火山現象を除く。) 及び水象に関する情報 0 収集及び発表に関すること。

匹 気象、 地象及び水象に関する観測の成果及び情報の速報に関すること。

五. 気象庁 の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に

関すること。

六<br />
気象庁に所属する観測船に関すること。

七 離島における気象業務に関すること(地震火山部の所掌に属するものを除く。)。

八 気象測器その他の測器に関すること (地震火山部の所掌に属するものを除く。)。

第二百三十三条第一項の表総務部の項中「四」を「三」に改め、 同表予報部の項及び観測部の項を次のよ

うに改める。

第二百三十三条第一項の表地球環境・海洋部の項を削り、 同条第二項中「次の表の上欄に掲げる部」を

総務部」に、 「それぞれ同表の下欄に掲げるとおり」を「二人」に改め、 同項の表を削る。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

2 職員 (の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号) の一部を次のように改正する。

別表第二気象庁気象研究所 気象衛星センター 高層気象台 地磁気観測所 気象大学校 管区気象台

理

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、

新たに気象庁に気象防災監並びに情報基盤部及び大気海

洋部を置く等の必要があるからである。